

☆*月額掛金*

保険年齢	性別	□数	1□	2□	3□	4□
15歳～50歳	男性		1,350円	2,700円	4,050円	5,400円
	女性		1,350円	2,700円	4,050円	5,400円
51歳～55歳	男性		1,661円	3,322円	4,983円	6,644円
	女性		1,439円	2,878円	4,317円	5,756円
56歳～60歳	男性		1,860円	3,720円	5,580円	7,440円
	女性		1,498円	2,996円	4,494円	5,992円
61歳～65歳	男性		2,157円	4,314円	6,471円	8,628円
	女性		1,618円	3,236円	4,854円	6,472円
66歳～70歳	男性		2,766円	5,532円	8,298円	11,064円
	女性		1,853円	3,706円	5,559円	7,412円

*上記掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。
*本保険期間中は、10月1日現在の年齢に応じて決まる掛金が、加入時・更新時から適用されます。
(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6カ月までのものについては切り捨てます。)

税法上の特典

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。
(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員、事業主の所得税の対象にもなりません。
(直審3-8)(所基通36-31の2)

福祉団体定期保険について

次の場合には保険金・給付金をお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。

A 死亡保険金・高度障害保険金について

- ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき
- ②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき
- ③保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき
- ④戦争その他の変乱によるとき
- ⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき

③加入者の犯罪行為によるとき

- ④加入者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑤加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑥加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑦地震、噴火または津波によるとき
- ⑧戦争その他の変乱によるとき

B 災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金について

- ①保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき
- ②災害保険金受取人の故意または重大な過失によるとき
(ただし、災害保険金についてのみ)

C ガン死亡保険金について

- ①保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき

(注1)増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。
(注2)詐欺行為、保険金等の不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は無効となり、保険金等のお支払いはできません。

商工会議所スワン共済は酒田商工会議所が、アクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付)と当商工会議所独自の見舞金・祝金制度を会員の皆様にご利用いただくものです。商工会議所スワン共済はその運営を安全かつ円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

被保険者(加入者)の皆様へ

福祉団体定期保険は契約者…酒田商工会議所、被保険者…商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、本パンフレット記載の内容(特に☆印事項)をご確認ください。なお、ご加入保険金額については加入申込書記載の金額です。パンフレットと加入申込書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL03-3286-2820

〈お問合せ先〉

酒田商工会議所

〒998-8502 酒田市中町2-5-10
TEL 0234(22)9311



(取扱店) **アクサ生命保険(株)酒田営業所**

〒998-0044 酒田市中町2-5-10 TEL0234(23)2694

(引受保険会社) **アクサ生命保険株式会社**

本社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL03(6737)7777(代表)

AXA-0909-2273/350

酒田商工会議所会員事業所の皆様へ

スワン共済

入院給付金付災害割増特約・
ガン死亡特約付福祉団体定期保険
+見舞金・祝金制度



割安な掛金で幅広い保障!

見舞金・祝金制度が充実

1年更新で医師の診査なし

毎年収支計算し剰余金があれば配当金も!

業務上・業務外を問わず24時間保障

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当所に提供されます。
- ②当所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実を使用する場合があります。アクサ生命は、当所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

ご加入のすすめ

酒田商工会議所

商工会議所スワン共済の内容

☆ 福祉団体定期保険の給付内容

給付内容	給付金額	1口	2口	3口	4口
死亡	不慮の事故による死亡 (死亡保険金+災害保険金)	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
	ガンによる死亡 (死亡保険金+ガン死亡保険金)	200万円	400万円	600万円	800万円
	ガン以外の病気による死亡 (死亡保険金)	100万円	200万円	300万円	400万円
高度障害	不慮の事故による高度障害 (高度障害保険金+災害高度障害保険金)	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
	病気による高度障害 (高度障害保険金)	100万円	200万円	300万円	400万円
入院	不慮の事故による入院 (入院給付金)(5日以上・60日限度)	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 9,000円	1日につき 12,000円

☆ 福祉団体定期保険のお支払いについて

死亡保険金………保険期間中に加入者が死亡されたときお支払いします。
 高度障害保険金………保険期間中に加入者が加入日以後生じた傷害または疾病によって所定の高度障害状態(※1)のいずれかになられたときお支払いします。
 災害保険金………保険期間中に加入者が加入日以後生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡されたときまたは所定の感染症で死亡されたときお支払いします。
 災害高度障害保険金………保険期間中に加入者が加入日以後生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の高度障害状態(※1)のいずれかになられたときまたは所定の感染症により所定の高度障害状態(※1)のいずれかになられたときお支払いします。
 入院給付金………保険期間中に加入者が加入日以後生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に5日以上入院されたときお支払いします。ただし同一事故による入院は60日を限度とします。
 ガン死亡保険金………加入者が責任開始期以後に診断確定されたガン(※2)を直接の原因として保険期間中に死亡されたときお支払いします。
 *効力発生日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任開始となります。
 ◎高度障害保険金をお支払いした場合、この保険は消滅します。よって、その他の保険金・給付金のお支払いはなくなります。

※1. 高度障害状態

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※2. 対象となる悪性新生物

- ・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
- ・消化器の悪性新生物
- ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
- ・骨および関節軟骨の悪性新生物
- ・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
- ・中皮および軟部組織の悪性新生物
- ・乳房の悪性新生物
- ・女性性器の悪性新生物
- ・男性性器の悪性新生物
- ・尿路の悪性新生物
- ・眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物
- ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
- ・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
- ・リンパ組織、造血組織および関節組織の悪性新生物
- ・独立した(原発性)多部位の悪性新生物
- ・上皮内新生物

見舞金・祝金制度の給付内容

給付内容	給付金額	1口	2口	3口	4口	
見舞金	事故通院見舞金	不慮の事故による7日以上の通院加療(ただし、年2回限度とする)	一律 8,000円	一律 16,000円	一律 24,000円	一律 32,000円
	病気入院見舞金	7日以上1カ月までの入院(ただし、年2回限度とする)	一律 8,000円	一律 16,000円	一律 24,000円	一律 32,000円
		1カ月を超える入院(ただし、年2回限度とする)	一律 10,000円	一律 20,000円	一律 30,000円	一律 40,000円
祝金	結婚祝金	加入者が結婚したとき	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
	出産祝金	加入者またはその配偶者が出産したとき	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

見舞金・祝金制度の給付について

見舞金および祝金は、酒田商工会議所独自の見舞金・祝金制度の運営費によりまかなわれています。
 ※詳細は、「見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

見舞金

(会議所独自の特典)

- 同一の事故・病気に対しては、年1回だけ支給します。
- 病気入院・事故通院見舞金はそれぞれ年2回を限度とします。
- 同一の病気に関する給付は、通算3回を限度とします。
- 会議所備え付けの請求用紙により手続してください。
- 見舞金と給付金双方に該当する場合、見舞金のお支払いはいたしません。

祝金

(会議所独自の特典)

- 共済制度加入者の結婚・出産(加入者または配偶者)をお祝いする制度です。
- 共済制度加入者期間が6カ月以上ある方に限ります。
 - 請求期限は結婚・出産の理由が発生した日より1年以内とします。
 - 会議所備え付けの請求用紙により手続してください。

ご加入者の皆様にご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス

アクサ生命の加入者向けサービス

このサービスは「生命共済制度」ご加入の皆様とご家族でご利用いただけます。

サービスのご利用方法等の詳細は、[アクサ生命ホームページ](http://www.axa.co.jp/life/)(http://www.axa.co.jp/life/)をご覧ください。

健康・介護
経営をサポート
する幅広い
サービス
をご用意しました

商工会議所スワン共済の取扱

保険期間

保険期間は1年間(平成21年10月1日~22年9月30日)で、毎年自動的に更新します。
 (見舞金・祝金)……見舞金・祝金制度については本制度への加入が継続している間のお取扱いとなります。

★加入資格・条件

- 酒田商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で、10月1日現在年齢が14歳6カ月を超え70歳6カ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。
 - 加入者は申込日現在、正常に勤務中の方とします。
 ただし、次に該当する方は加入(増額)することはできません。もし、加入(または増額)されても保険金等のお支払いができない場合がありますので、ご了承ください。
 ①加入申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたことまたは継続して2週間以上の入院をしたことがある方。
 ②加入申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり医師の治療・投薬を受けたことがある方。
- 病気・けがの例示
 心臓病・高血圧症・脳卒中・精神病・てんかん・ぜんそく・肺結核・胃かいよう・十二指腸かいよう・肝臓病・腎臓病・緑内障・がん・糖尿病・リウマチ・頭部外傷・その他
- 上記1、2の要件を満たす方全員のご加入が必要となります。
 - 当所を脱会された場合など、加入資格を失われた場合にはご加入は継続できませんので、すみやかに脱退手続をお取りください。
- ◎死亡保険金・高度障害保険金が支払われた場合、商工会議所スワン共済からは脱退となりますので、その他の保険金・給付金および見舞金・祝金等のお支払いはありません。

効力発生日(加入日)

毎月10日までに申込のあった分については、翌月1日より効力が発生します。
 11日以降月末までに申込みのあった分については、翌々月1日より効力が発生します。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2カ月分の振替をいたします。2カ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2カ月分の振替をいたします。2カ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

加入・脱退手続

加入の申込は所定加入申込書により、商工会議所にお申込みください。
 加入者がこの制度から脱退される場合は商工会議所にご連絡ください。
 なお、脱退されてもそれに伴う払戻金等はありません。

加入者証の発行

加入者に対しては、「加入者証」を発行します。

★保険金等の受取人・請求

- 保険金・給付金の受取人は、加入申込書の「保険金・給付金受取人指定」欄の中から加入者の同意を得て選択していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は商工会議所に備え付けの書類により、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院したときは、加入者の了解を得てご請求ください。
- 見舞金・祝金の受取人は加入者です。商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

配当金

1年ごとに収支計算をおこなって剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しします。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等がお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

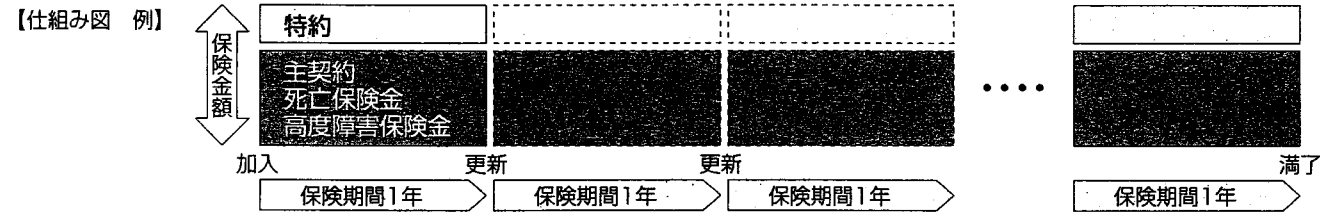
この【重要事項説明書】は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分のうち、契約内容について特にご確認ください。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金等をお支できない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たなお申込みをされる場合、お客様に不利益となる可能性がありますので十分に検討をお願いいたします。具体的な制度内容については併せてパンフレットをご覧ください。

＜契約概要＞

※各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料の取扱、満了年齢などが異なります。詳細は必ずパンフレットを参照してください。

■商品の名称 福祉団体定期保険

■商品の仕組み 商工会議所・商工会会員事業所の事業主・従業員の死亡等の保障を確保するために商工会議所・商工会等の団体を契約者として運営する団体保険商品です。



■保険期間 保険期間は各契約（商工会議所・商工会）毎に取り決めた更新日から1年間です。更新日に特段のお申出がない場合には、自動更新となり各契約（商工会議所・商工会）にて取り決めた更新限度の年齢まで更新することができます。

■主な保険金等の支払事由

死亡保険金………保険期間中に加入者が死亡したとき。
 高度障害保険金………保険期間中に加入者が加入（増額）日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になったとき。
 ※高度障害保険金が支払われた場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金のお支払はなくなります。※受取人等の故意によるときなどの免責事由に該当した場合は、保険金をお支払できません。

■加入資格 加入資格は各契約（商工会議所・商工会）毎に取り決めています。詳細はパンフレットを参照してください。※退職・退会等により加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。

■保険料について 保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によって各契約（商工会議所・商工会）ごとに算出します。お支払方法・経路等も各契約（商工会議所・商工会）毎に取り決めていますので詳細はパンフレットを参照してください。

■配当金について この商品は毎年の更新後に各契約（商工会議所・商工会）毎に前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者宛に配当金をお支払します。

■返戻金等 この商品には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】

この保険契約の引受会社は、アクサ生命保険株式会社です。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。アクサ生命保険株式会社（本社） 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL03-6737-7777（代表）ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

【当制度に関する手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関する手続きやご相談は、団体（商工会議所・商工会）へお問い合わせいただくか、パンフレット記載の保険会社営業店へご連絡ください。当制度に関する苦情は、団体・保険会社営業店もしくは当社お客様相談室（TEL:03-6737-7350 受付時間：9:00～17:00、土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）へご連絡ください。

【生命保険相談所について】

（社）生命保険協会「生命保険相談所」では電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、契約者等と保険会社との間で解決がつかない場合には、苦情・紛争処理のための公正な機関として生命保険相談所内に裁定審査会を設け契約者等の正当な利益の保護を図っております。生命保険協会ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

＜注意喚起情報＞

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体を契約者とする団体保険契約であり被保険者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はございません。

■告知の義務について

- 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知事項が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金等の支払を受けられないことがあります。
 - ※告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日からの年月に関わらず、詐欺による無効を理由として、保険金等をお支払できないことがあります。（告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約無効となることがあります。）
- 当社の取扱者へ口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず加入者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。（取扱者・募集人には告知受領権はございません。）
- 当社の社員または当社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

●加入（増額）申込日現在、正常に就業している方で、下記の「告知事項」を確認のうえ、該当していない方のみお申込みください。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入（増額）申込日より過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたことまたは継続して2週間以上の入院をしたことがある。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・放射線・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して2週間以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入（増額）申込日より過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり、医師の治療・投薬を受けたことがある。
	留意事項	●「2週間以上にわたり」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」には診察、検査および食餌療法・運動療法も含まれます。

【病気・けがの例示】心臓病・高血圧症・脳卒中・精神病・てんかん・ぜんそく・肺結核・胃かいよう・十二指腸かいよう・肝臓病・腎臓病・緑内障・がん・糖尿病・リウマチ・頭部外傷・その他

■保険金等をお支払できない場合について

次のような場合には保険金等をお支払できない場合がありますので特にご注意ください。

- 免責事由に該当する場合
 - 効力発生日から1年以内の加入者の自殺
 - 保険契約者・加入者・保険金受取人の故意によるとき
 - 戦争その他の変乱によるとき
- 効力発生日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 告知義務違反の場合
 - 契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合
- 詐欺・不法取得目的による無効の場合
 - 契約者または加入者に詐欺の行為または保険金等の不法取得目的があつて契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

■責任開始期（効力発生日）について

加入申込日（告知日）と責任開始期（効力発生日）については各契約（商工会議所・商工会）毎に取り決めています。詳細はパンフレットにて確認してください。なお、初回保険料の払込がなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。生命保険会社職員、代理店、団体の役職員には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険料の払い込みについて

各団体が定めた方法により保険料を払い込んでいただきます。保険料の払込がなかった場合、最後に払い込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱いとなり以降の保障がなくなる場合があります。詳細はパンフレットにて確認してください。

■返戻金等

この商品には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受会社の信用リスク・生命保険契約者保護機構について】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入に当たってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。生命保険契約者保護機構 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>